

2026 年度 神奈川大学大学院再入学要項

1. 再入学できる研究科・専攻及び課程

全研究科全専攻、博士前期課程、博士後期課程

2. 出願資格

(1) 神奈川大学大学院学則第31条の規定に基づき、第38条により退学した者及び第39条第1項第3号により除籍された者で、元の研究科・専攻・課程・年次に再入学を希望する者。

【博士前・後期課程】

単位修得状況等から退学前又は除籍前の在学期間を算入して学則第24条に規定する最長在学年限以内にその課程の修了が見込まれ、かつ、指導教授として研究を指導する教員の内諾を得た者。

3. 出願期間

【前学期】2026年1月7日(水)～1月13日(火) 必着

【後学期】2026年6月2日(火)～6月4日(木) 必着

4. 出願書類・検定料

郵送にて受け付けます。出願を希望される場合は、出願書類を送付しますので、必ず事前に出願先の教務課に相談してください。

(1) 出願書類 ※**出願書類は、すべて原本(オリジナル)を提出してください。**

① 再入学願(本学所定用紙)

② 理由書(本学所定用紙)

③ 振込控票(本学所定用紙:検定料振込控えの写しを「振込控票」に貼付してください。)

(2) 検定料

35,000円

※上記出願期間内に所定の銀行口座に振り込みをしてください。

※振込時の手数料は本人負担となります。

5. 出願方法・取扱窓口

(1) 出願方法

郵送にて受け付けます。上記出願期間内に検定料を納入し、取扱窓口の住所宛に出願書類を出願期間必着で郵送してください。

なお、国外からの出願する場合も、出願期間必着で郵送してください。

(2) 取扱窓口

① 法学研究科・経済学研究科・人間科学研究科・理学研究科・工学研究科・歴史民俗資料科学研究科

【横浜キャンパス】

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1

神奈川大学横浜キャンパス教務課 大学院担当宛

TEL: 045-481-5661 (代表)

② 経営学研究科・外国語学研究科・人文学研究科

※2024年4月より「外国語学研究科」を「人文学研究科」に名称変更。

【みなとみらいキャンパス】

〒220-8739 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-5-3

神奈川大学みなとみらいキャンパス教務課 大学院担当宛

TEL: 045-664-3710 (代表)

6. 選考方法

(1) 2021年4月1日以降の退学者又は除籍者は、書類選考とし、必要があれば面接を行います。

(2) 2021年3月31日以前の退学者又は除籍者は、書類選考及び面接を行います。

※面接の該当者には、日時・会場をおって本人宛に通知します。

7. 合格発表

【前学期】2026年3月6日(金)

【後学期】2026年7月10日(金)

※結果は可否ともに本人宛に郵送で通知します。

8. 入学手続

合格者は本学が指定する日の取扱時間内に手続書類とともに所定の経費(再入学金及び学費)を納入し、手続きを完了してください。
なお、本学が指定する日の取扱時間内に手続きをしない場合は、入学の権利を放棄したものとみなします。

(1) 経費

再入学金(再入学する年度の入学金の半額とします。)

学 費 等(再入学する年度の当該年次の学費・委託徴収金を適用します。)

(2) 提出書類

合格者へ別途通知します。

(3) 入学手続日、場所及び取扱時間

出願内容	入学手続日	場所及び取扱時間
2026年度 前学期入学の場合	2026年3月6日(金) ～3月12日(木) (※ただし、土・日曜は除く)	各キャンパス教務課 9:30～15:30(12:30～13:30を除く) 厳守 【横浜キャンパス】 法学研究科・経済学研究科・人間科学研究科・ 理学研究科・工学研究科・歴史民俗資料学研究科
2026年度 後学期入学の場合	2026年7月10日(金) ～7月16日(木) (※ただし、土・日曜・祝日は除く)	【みなとみらいキャンパス】 経営学研究科・外国語学研究科・人文学研究科 ※2024年4月より「外国語学研究科」を「人文学研究科」に 名称変更。

9. 在留資格「留学」で日本に滞在する予定の方へ

(1) これから在留資格「留学」を取得する必要がある方

入学に際して在留資格「留学」の取得が必要な場合は、下記リンクを確認のうえ、速やかに国際課までメールでご連絡ください。

▶ 在留資格認定証明書交付申請について202502.pdf

お問い合わせ先: 国際課 在留資格担当

Email: intl-visa@kanagawa-u.ac.jp



(2) すでに在留資格「留学」をお持ちの方

すでに「留学」の在留資格をお持ちの方は、以下のリンクより在留カードの写し(両面)をアップロードしてください。

▶ 在留カードアップロード



10. その他

(1) 教育課程表の適用

再入学者には、原則として退学時又は除籍時の教育課程表が適用されます。

(2) 既修得単位の認定等

再入学者に対しては、退学前又は除籍前に修得した単位の全部又は一部を認定します。

詳細については、下記お問合せ先へご連絡ください。

(3) 原則として、提出された書類は返還いたしません(一部を除く)。

(4) 合格後であっても提出された書類等に事実と反する事項が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(5) 安全保障輸出管理について

神奈川大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「神奈川大学安全保障輸出管理規程」を定め、物品の輸出や技術の提供、人材の交流の観点から「外国人留学生」の受入れについて厳格な管理を行っています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育・指導が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に、ご自身が指導を希望する志望指導教授と事前によく相談を行うなど、十分に注意をしてください。

なお、外国人留学生の方は、本学入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守していただくこととなります。

問い合わせ先: daigakuin-toiawase@kanagawa-u.ac.jp

以上